

保育料軽減制度のご案内

(ひょうご保育料軽減事業)

兵庫県では、子育て世帯の経済的な負担を減らし、子育てしやすい環境をつくるため、保育所や認定こども園などに通う0歳～2歳の子どもの保育料の一部を補助します。

対 象

【子どもの要件】

次の要件を満たす子どもの保育料が対象です。

- ・ 兵庫県内に住所があり、令和6年4月1日時点で2歳以下
(令和3(2021)年4月2日以降の生まれ)

- ・ 市町から保育認定を受け、保育所等の対象施設・事業を利用している

※国の規定に基づき、複数の子どもがいることによる優遇措置(保育料半額、無料)や要保護者等に該当することによる優遇措置(第1子保育料半額以下、第2子以降無料)を受けている場合は対象外です。

【世帯の要件】

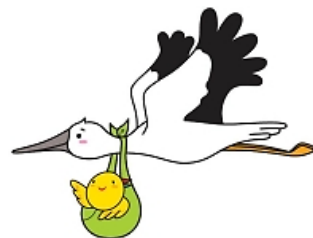
世帯合計の市町民税所得割額が次の額未満の世帯が対象となります。

- ・ 第1子 : 57,700円未満
- ・ 第2子以降: 155,500円未満(ひとり親世帯等は、169,000円未満)

※4月～8月は令和5年度、9月～3月は令和6年度の市(町)民税所得割額で判定します。

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町の長が認めた世帯です。

※住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化の対象となっているため対象外です。



対 象 期 間

令和6年4月から令和7年3月まで

補 助 額

月額5,000円を超える保育料に対して、以下の補助基準額を上限に補助します。
ただし、保育料の1/2と比較し、低い額を限度額とします。

【補助基準額】

- ・ 第1子 : 10,000円
- ・ 第2子以降: 15,000円

申請手続き

申請書(施設にあります)を作成し、**令和7年1月15日(水)から1月31日(金)まで**に在籍施設へ提出してください。留学等で兄弟が世帯と別に暮らしている場合などは、申立書の提出をお願いすることがあります。

※締切日を過ぎた請求はできません。ご注意ください。

お問い合わせ先

【申請手続き、該当の確認等に関すること】

姫路市こども保育課

TEL 079-221-2313(直通)

(受付時間 平日8:35～17:20)

【制度に関すること】

兵庫県福祉部こども政策課

TEL 078-341-7711 内線2870

(受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:30)

補助対象チェックリスト

- ☐ 子どもが、次の施設を利用している
認可保育所・認定こども園

※小規模保育事業/家庭的保育事業/事業所内保育事業/居宅訪問型保育事業を利用している場合は申請方法や申請期間が異なります。詳細は各施設または県までお問合せいただきますようお願いいたします。

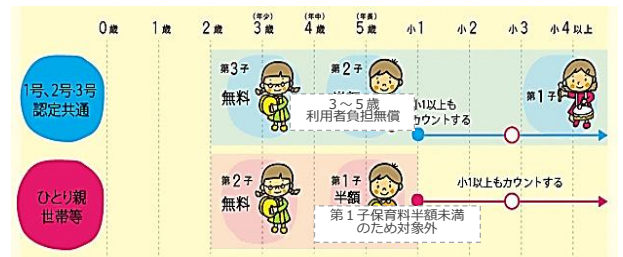
- ☐ 子どもの年齢は、令和6(2024)年4月1日時点で0～2歳
(誕生日が令和3(2021)年4月2日以降)

- ☐ 国の規定に基づき、複数の子どもがいることによる優遇措置（保育料半額、無料）、ひとり親世帯等の要保護者等に該当することによる優遇措置を受けていない

＜保育所等を利用している子どものうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります＞



＜年収360万円未満相当の世帯は、軽減措置が拡充されます。＞



- ☐ 世帯合計の市町民税所得割額が、次の額未満である
- ・第1子：57,700円未満
 - ・第2子以降：155,500円未満（ひとり親世帯等は、169,000円未満）
- ☐ 月に5,000円を超える保育料を負担している

すべてに当てはまったお子さん・世帯は「ひょうご保育料軽減事業」の対象です。
表面に記載の申請手続きのとおり、申請書等を提出してください。

Q & A

Q 途中入園でも対象になりますか。また、途中で退園した場合はどうなりますか。

A 保育所等に在園している期間（入園した月から退園した月まで）が対象になります。
ただし、保育料を日割り計算した結果、5,000円を下回る月は補助の対象外です。

Q 「保育料」には何が含まれますか。

A 保育料とは各市町が条例や規則等により決定しているものです。
給食費や通園バス代など、各園が独自に徴収するものは、補助の対象外です。

Q 軽減された保育料はいつ頃戻ってきますか。

A 令和7年5月頃に入金予定です。
(詳しくは、こども保育課へお問い合わせください。)

Q 保育料の補助額の計算方法は。

A ①月額保育料－5,000円 ②補助基準額（第1子 10,000円、第2子 15,000円）
③月額保育料の1/2 を比較し、最も低い額×対象月数を補助します。

※1月あたりの補助額に100円未満の端数が出た場合は切り捨て

【例】・第1子で、保育料が月額24,000円の場合

①… 19,000円 ②… 10,000円 ③… 12,000円 ⇒ 補助額10,000円

・第2子で、保育料が月額24,000円の場合

①… 19,000円 ②… 15,000円 ③… 12,000円 ⇒ 補助額12,000円

・第3子で、保育料が月額9,000円の場合

①… 4,000円 ②… 15,000円 ③… 4,500円 ⇒ 補助額 4,000円